

## 地方独立行政法人長野県立病院機構第 3 期中期目標骨子案について

健康福祉政策課

1 中期目標とは

- (1) 定義 地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標  
[地方独立行政法人法第 25 条第 1 項]
- (2) 規定すべき具体的な事項 [地方独立行政法人法第 25 条第 2 項]

- ① 中期目標の期間（3 年以上 5 年以下）
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

2 策定作業の進め方

- (1) 病院運営の継続性から第 2 期中期目標を基本とした上で、業務実績や評価結果、状況の変化や課題等を検討し、病院機構と調整しながら策定する。
- (2) 県が策定した計画（総合 5 カ年計画・信州保健医療総合計画・県地域防災計画）との調整を図る。
- (3) 県民、関係市町村・団体などからの多様な意見を反映する。

3 これまでの取組

- (1) 庁内検討会議による検討
- ア 参集範囲（関係課室等）  
健康福祉政策課、医療推進課、医師確保対策室、保健・疾病対策課、介護支援課、障がい者支援課、こども・家庭課、病院機構本部事務局（オブザーバー）
- イ 開催状況
- ・第 1 回 平成 30 年 10 月 19 日（金）
  - ・第 2 回 平成 31 年 1 月 9 日（水）
- ウ 内容
- ・県の政策から見た第 2 期中期目標期間（H27～H29）業務実績の成果検証（業務の進捗状況や評価結果を踏まえ、達成度や整合性を確認）
  - ・県が策定した様々な計画との整合性の確認
  - ・修正や削除、新たに追加する項目等についての確認
  - ・骨子案（たたき台）への意見聴取

(2) 病院機構（本部事務局）との検討

庁内検討会議で協議した内容（追加項目や骨子案など）についての調整

4 これからの取組

(1) 骨子の作成

(2) 素案の作成

（平成 31 年度 第 1 回評価委員会において審議）（平成 31 年 5 月）

(3) 関係市町村及び団体への説明（平成 31 年 9 月～10 月）

(4) パブリックコメントの実施（平成 31 年 9 月～10 月）

(5) 原案の作成

（平成 31 年度 第 5 回評価委員会において審議）（平成 31 年 10 月）

(6) 県議会へ議案提出（平成 31 年 11 月）

地方独立行政法人長野県立病院機構 第3期中期目標骨子案（たたき台）

第2期中期目標	第3期中期目標骨子案
前文（省略）	前文（省略）
<b>第1 中期目標の期間</b> 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間	<b>第1 中期目標の期間</b> 新年号2年4月1日から新年号7年3月31日までの5年間
<b>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療・介護サービスの提供体制改革を踏まえた地域医療、高度・専門医療の提供               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域医療の提供                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 地域医療の提供（信州医療センター、阿南病院、木曽病院）</li> <li>イ へき地医療の提供（阿南病院、木曽病院）</li> <li>ウ 介護老人保健施設の運営</li> </ol> </li> <li>(2) 地域包括ケアシステムにおける在宅医療の推進</li> <li>(3) 高度・専門医療の提供                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 感染症医療の提供（信州医療センター）</li> <li>イ 精神医療の提供（こころの医療センター駒ヶ根）</li> <li>ウ 高度小児医療、周産期医療の提供（こども病院）</li> <li>エ がん診療機能の向上（信州医療センター、阿南病院、木曽病院、こども病院）</li> </ol> </li> <li>(4) 災害医療などの提供</li> <li>(5) 医療におけるICT（情報通信技術）化の推進</li> </ol> </li> <li>4 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) より安全で信頼できる医療の提供                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 医療安全対策の推進</li> <li>イ 患者中心の医療の実践</li> <li>ウ 適切な情報管理</li> </ol> </li> <li>(2) 患者サービスの一層の向上                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 患者満足度の向上</li> <li>イ 患者への診療情報の提供</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 地域における連携とネットワークの構築による医療機能の向上               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の医療、保健、福祉関係機関などとの連携                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 地域の医療機関との連携</li> <li>イ 地域の医療機関への支援</li> <li>ウ 地域の保健、福祉関係機関などとの連携の推進</li> </ol> </li> <li>(2) 5病院のネットワークを活用した診療協力体制の充実強化</li> </ol> </li> <li>3 人材の確保・育成と県内医療水準の向上への貢献               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療従事者の確保と育成                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 積極的な医療従事者の確保</li> <li>イ 研修体制の充実</li> <li>ウ 医療技術の向上</li> </ol> </li> <li>(2) 県内医療に貢献する医師の育成と定着の支援                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 信州型総合医の養成</li> <li>イ 臨床研修医の受入れと育成</li> </ol> </li> <li>(3) 信州木曽看護専門学校運営</li> <li>(4) 県内医療水準の向上への貢献                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 県内医療従事者を対象とした研修の実施</li> <li>イ 医療関係教育機関などへの支援</li> </ol> </li> <li>(5) 医療に関する研究及び調査の推進                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 研究機能の向上</li> <li>イ 医療に関する臨床研究への参加</li> <li>ウ 地域への情報発信による健康増進への取組</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) より安全で信頼できる医療の提供 ア～ウ（略）</li> <li>(2) 患者サービスの一層の向上 ア～イ（略）</li> </ol> </li> </ol>	<b>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立病院が担うべき医療等の提供               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域医療の提供                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 地域医療の提供（信州医療センター、阿南病院、木曽病院）</li> <li>イ へき地医療の提供（阿南病院、木曽病院）</li> </ol> </li> <li>【移動：第2-1-(5)】</li> <li>【分割：第2-1-(3)と第2-3-(3)】</li> <li>(2) 高度・専門医療の提供                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 感染症医療の提供（信州医療センター）</li> <li>イ 精神医療の提供（こころの医療センター駒ヶ根）</li> <li>ウ 高度小児医療、周産期医療の提供（こども病院）</li> <li>エ がん診療機能の向上（信州医療センター、阿南病院、木曽病院、こども病院）</li> </ol> </li> <li>(3) 在宅医療の提供</li> <li>(4) 災害医療などの提供</li> <li>(5) 介護サービスの提供（阿南病院、木曽病院）</li> <li>【削除】</li> </ol> </li> <li>2 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) より安全で信頼できる医療の提供 【統合】 【統合】 【移動：第5】</li> <li>(2) 患者サービスの一層の向上 【統合】 【統合】</li> </ol> </li> <li>3 医療に関する地域への支援               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の医療機関との連携・支援 【統合】 【統合】</li> <li>(2) 地域の保健福祉関係機関などとの連携・支援</li> <li>(3) 地域包括ケアシステムの構築・推進</li> <li>(4) 地域への情報提供の充実</li> <li>【削除】</li> </ol> </li> <li>【分割：第2-4・第2-5・第2-6】</li> <li>4 医療従事者の確保・育成と専門性の向上 【移動：第2-4】 【統合】 【統合】 【統合】</li> <li>5 県内医療に貢献する人材の育成               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合診療医の養成</li> <li>(2) 臨床研修医の受入れと育成</li> <li>(3) 信州木曽看護専門学校の運営</li> <li>(4) 県内医療水準の向上への貢献                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 県内医療従事者を対象とした研修の実施</li> <li>イ 医療関係教育機関などへの支援</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>6 医療に関する研究及び調査の推進 【統合】 【統合】 【移動：第2-3-(4)】</li> </ol> <p>「1 県立病院が担うべき医療等の提供」の次の項目に移動</p>

第2期中期目標	第3期中期目標骨子案
<p><b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p> <p>1 法人の力を最大限発揮する組織運営体制づくり</p> <p>(1) 柔軟な組織・人事運営</p> <p>(2) 仕事と子育ての両立など多様な働き方の支援</p> <p>2 経営力の強化</p> <p>(1) 病院経営に一体的に取り組むための職員意識の向上</p> <p>(2) 経営部門の強化</p> <p>3 経営改善の取組</p> <p>(1) 年度計画と進捗管理</p> <p>(2) 収益の確保と費用の抑制</p> <p>(3) 情報発信と外部意見の反映</p> <p>(4) 病床利用率の向上</p>	<p><b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p> <p>1 効率的な業務運営体制の強化</p> <p><u>【移動：第3-1】</u></p> <p><u>【移動：第3-4】</u></p> <p>2 事務部門の専門性の向上</p> <p><u>【移動：第3-3】</u></p> <p><u>【移動：第3-2】</u></p> <p>3 職員の経営参画意識の向上</p> <p><u>【移動：第3-1】</u></p> <p><u>【移動：第3-5】</u></p> <p><u>【移動：第2-3-(4)】</u></p> <p><u>【移動：第3-5】</u></p> <p>4 職員の勤務環境の向上</p> <p>5 収益の確保と費用の抑制</p>
<p><b>第4 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>1 経常黒字の維持</p> <p>2 資金収支の均衡</p>	<p><b>第4 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><u>【修正】</u></p> <p><u>【削除】</u></p>
<p><b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>なし</p>	<p><b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>2 施設整備及び医療機器に関する事項</p> <p>3 中期計画における数値目標の設定</p> <p>4 内部統制機能の強化</p> <p>5 コンプライアンスの推進</p> <p>6 適切な情報管理</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">上記1～6の項目は「候補案」</p>

## 地方独立行政法人長野県立病院機構 第3期中期目標骨子案（たたき台）

第2期中期目標	第3期中期目標骨子案
前文（省略）	前文（省略）
<b>第1 中期目標の期間</b> 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間	<b>第1 中期目標の期間</b> 新年号2年4月1日から新年号7年3月31日までの5年間
<b>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b> 1 医療・介護サービスの提供体制改革を踏まえた地域医療、高度・専門医療の提供 (1) 地域医療の提供 ア 地域医療の提供（信州医療センター、阿南病院、木曽病院） イ へき地医療の提供（阿南病院、木曽病院） ウ 介護老人保健施設の運営 (2) 地域包括ケアシステムにおける在宅医療の推進 (3) 高度・専門医療の提供 ア 感染症医療の提供（信州医療センター） イ 精神医療の提供（こころの医療センター駒ヶ根） ウ 高度小児医療、周産期医療の提供（こども病院） エ がん診療機能の向上（信州医療センター、阿南病院、木曽病院、こども病院） (4) 災害医療などの提供 (5) 医療におけるICT（情報通信技術）化の推進  ----- 2 地域における連携とネットワークの構築による医療機能の向上 (1) 地域の医療、保健、福祉関係機関などとの連携 ア 地域の医療機関との連携 イ 地域の医療機関への支援 ウ 地域の保健、福祉関係機関などとの連携の推進 (2) 5病院のネットワークを活用した診療協力体制の充実強化  ----- 3 人材の確保・育成と県内医療水準の向上への貢献 (1) 医療従事者の確保と育成 ア 積極的な医療従事者の確保 イ 研修体制の充実 ウ 医療技術の向上 (2) 県内医療に貢献する医師の育成と定着の支援 ア 信州型総合医の養成 イ 臨床研修医の受入れと育成 (3) 信州木曽看護専門学校の運営 (4) 県内医療水準の向上への貢献 ア 県内医療従事者を対象とした研修の実施 イ 医療関係教育機関などへの支援 (5) 医療に関する研究及び調査の推進 ア 研究機能の向上 イ 医療に関する臨床研究への参加 ウ 地域への情報発信による健康増進への取組  ----- 4 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供 (1) より安全で信頼できる医療の提供 ア 医療安全対策の推進 イ 患者中心の医療の実践 ウ 適切な情報管理 (2) 患者サービスの一層の向上 ア 患者満足度の向上 イ 患者への診療情報の提供	<b>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b> 1 <u>県立病院が担うべき医療等の提供</u> (1) 地域医療の提供 ア 地域医療の提供（信州医療センター、阿南病院、木曽病院） イ へき地医療の提供（阿南病院、木曽病院） (2) <u>高度・専門医療の提供</u> ア 感染症医療の提供（信州医療センター） イ 精神医療の提供（こころの医療センター駒ヶ根） ウ 高度小児医療、周産期医療の提供（こども病院） エ がん診療機能の向上（信州医療センター、阿南病院、木曽病院、こども病院）  <u>(3) 在宅医療の提供</u> (4) 災害医療などの提供 <u>(5) 介護サービスの提供（阿南病院、木曽病院）</u>  ----- <u>2 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供</u> (1) より安全で信頼できる医療の提供 (2) 患者サービスの一層の向上  ----- <u>3 医療に関する地域への支援</u> <u>(1) 地域の医療機関との連携・支援</u> <u>(2) 地域の保健福祉関係機関などとの連携・支援</u> <u>(3) 地域包括ケアシステムの構築・推進</u> <u>(4) 地域への情報提供の充実</u>  ----- <u>4 医療従事者の確保・育成と専門性の向上</u>  <u>5 県内医療に貢献する人材の育成</u> <u>(1) 総合診療医の養成</u> <u>(2) 臨床研修医の受入れと育成</u> (3) 信州木曽看護専門学校の運営 (4) 県内医療水準の向上への貢献 ア 県内医療従事者を対象とした研修の実施 イ 医療関係教育機関などへの支援  <u>6 医療に関する研究及び調査の推進</u>  -----
<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b> 1 法人の力を最大限発揮する組織運営体制づくり (1) 柔軟な組織・人事運営 (2) 仕事と子育ての両立など多様な働き方の支援 2 経営力の強化 (1) 病院経営に一体的に取り組むための職員意識の向上 (2) 経営部門の強化 3 経営改善の取組 (1) 年度計画と進捗管理 (2) 収益の確保と費用の抑制 (3) 情報発信と外部意見の反映 (4) 病床利用率の向上	<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b> <u>1 効率的な業務運営体制の強化</u>  <u>2 事務部門の専門性の向上</u>  <u>3 職員の経営参画意識の向上</u>  <u>4 職員の勤務環境の向上</u>  <u>5 収益の確保と費用の抑制</u>
<b>第4 財務内容の改善に関する事項</b> 1 経常黒字の維持 2 資金収支の均衡	<b>第4 財務内容の改善に関する事項</b>
<b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b> なし	<b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b> 1 人事に関する事項 2 施設整備及び医療機器に関する事項 3 中期計画における数値目標の設定 4 内部統制機能の強化 5 コンプライアンスの推進 6 適切な情報管理  ----- 1～6の項目は「候補案」